

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 成田北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書	1.工事概要で「1-6市街地部(DID地区及びこれに準ずる地区)が施工場所に含まれない工事」とありますが、鎌ヶ谷からの運搬経路上にDID区間があると考えます。共通仮設費及び現場管理費の率の補正は「市街地(DID補正)」でお考えでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書1-6及び土木工事積算基準2-22に示すとおりです。
2	特記仕様書	13.工事用道路に関する事項で「(2)川上土取場(STA.26+00)～本工事施工箇所(STA.6+20)までの運搬経路④成田市道21-107号線 1580m」と「(3)川上土取場(STA.31+00)～本工事施工箇所(STA.6+20)までの運搬経路④成田市道21-107号線 800m」は同じ経路であり同一の距離でないでしょうか。ご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認出来次第お知らせいたします。
3	特記仕様書	13.工事用道路に関する事項で、「(4)本工事施工箇所(STA.83+00～STA.88+20(STA.84+20～STA.84+50内回り側を除く))～本工事施工箇所(STA.21+40)までの運搬経路②多古町道喜多・門倉線 480m」と「(6)本工事施工箇所(STA.83+00～STA.88+20)～本工事施工箇所(STA.12+70)までの運搬経路②多古町道喜多・門倉線 800m」は、同じ経路であり同一の距離でないでしょうか。ご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認出来次第お知らせいたします。
4	特記仕様書	13.工事用道路に関する事項で、各(1)～(6)運搬経路記載のある距離の総和が、図面、運搬経路図に示された運搬経路の往復運搬距離だと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えください。
5	特記仕様書	22-3盛土工C1「1)自工区内仮置土①における土砂の堀削、積込み、STA.11+20～STA.16+00 本線路体部への運搬、敷均し、締固め」とあります。バックホウによる掘削ダンプトラックによる運搬をお考えでしょうか。ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。